

## DATAHOTEL for Social/APP サービス利用約款

### 第1条 (約款の適用)

NHN テコラス株式会社(以下「当社」といいます。)は、「DATAHOTEL for Social/APP サービス利用約款」(以下「本約款」といいます。)を定め、本約款を遵守することを条件として利用契約を締結して頂いた契約者(以下「契約者」といいます。)に対し、DATAHOTEL for Social/APP サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。

### 第2条 (約款の変更)

1. 当社は、契約者に事前の通達をすることなく、本約款を変更する事があります。この場合の本サービスの提供条件は、変更後の約款によるものとします。
2. 当社が、本約款を変更する時は、当該変更により影響を受ける契約者に対して、書面、電子メールまたは当社ウェブサイトへの掲載等、当社が適当と判断する方法により事前にその内容を通知する事とします。

### 第3条 (定義)

本約款において、次の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
サーバルーム	当社または当社が契約する設備収容架内に、本サービスを提供するための電気通信設備、ラックスペースを設置する場所
電気通信設備	電気通信を行うためのネットワーク機器、サーバ機器、通信回線等の設備の総称
対象設備	当社または契約者が、本サービスの目的の為に設置する電気通信設備
ラックスペース	当社が、契約者に貸与する、サーバルームに配置される対象設備の設置場所
端末設備	当社が、契約者に貸与するラックスペースに設置する、当社のネットワークと対象設備を相互に接続する接続装置

### 第4条 (サービス品目)

本サービスは、次のサービス品目に分類されます。

サービス種別	サービスの内容
ハウジングサービス	サーバルームに、当社及び契約者の電気通信設備を設置するためのラックスペースを提供するサービス
ホスティングサービス	サーバルームに当社が用意する電気通信設備を提供するサービス
フルマネージドサービス	ホスティングサービスに保守・運用サービスを付加したサービス
サーバレンタルサービス	当社が用意するサーバを対象設備として契約者に貸与するサービス
ネットワーク機器レンタルサービス	当社が用意するネットワーク機器を対象設備として契約者に貸与するサービス
回線サービス	契約者がインターネット上で情報発信を可能とするため、または契約者が指定する拠点間を相互に接続するための通信回線サービス
運用・保守サービス	契約者の電気通信設備に対して運用・保守を提供するサービス
付加サービス	上記以外の当社が契約者に提供するサービス

## 第5条 (利用条件)

1. 本サービスは、ソーシャルネットワーキングサービス事業者等(以下「事業者」といいます。)が提供する「オープンソーシャルプラットフォーム」(以下「プラットフォーム」といいます。)上で、アプリケーションを展開する日本国内に登記のある日本法人に対して提供します。
2. 本サービスの契約対象は、別途当社が定める事業者又はプラットフォームとします。

## 第6条 (利用申込)

1. 本サービスの利用を希望する法人(以下「利用希望者」といいます。)は、当社が別途定める「注文書」および「申込書」(以下「申込書等」といいます。)に必要事項を記載して当社に提出する必要があります。
2. 利用希望者は、対象となるソーシャルアプリケーション(以下「対象アプリ」といいます。)の名称、プラットフォーム、事業者、公開サービス、参加プログラムなどを、当社が別途定める方法により当社に届け出るものとします。
3. 利用希望者は、予め連絡可能な担当責任者(以下「担当責任者」といいます。)を選任し、その連絡先住所、電話番号および電子メールアドレスを当社が別途定める方法により、当社に届け出るものとします。

## 第7条 (申込の承諾等)

1. 当社は、利用希望者から前条の申込書等の提出を受け、申込を承諾した時は、電子メールを含める書面にて「承諾の意思表示」を利用希望者に通知するものとします。
2. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、その契約の申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 利用希望者が、本サービスを含む当社または当社のグループ会社のサービスの料金、費用、割増金または遅延損害金の支払を怠り、または怠るおそれがあると判断したとき
  - (2) 利用希望者が、当社または当社のグループ会社のサービスの信用を毀損するおそれがあると判断したとき
  - (3) 申込書等およびその他の届け出に虚偽の記載があったとき
  - (4) 本サービスの提供が技術上困難と考えられるとき
  - (5) 前号の他、当社の業務遂行上支障があり、当社が利用契約の締結を適当でないと判断した場合
3. 利用契約成立後であっても、契約者が前項に定める事由のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知または勧告をすることなく本サービスの停止または、利用契約を解除できることとします。
4. 本サービスの利用契約は、第6条(利用申込)に対する本条第1項の承諾の意思表示が、当社から利用希望者に発せられた時に成立するものとします。

## 第8条 (課金開始日)

1. 本サービスにおける課金開始日は、対象アプリが、事業者から一般公開された日(事業者の行う審査を通過した日)を課金開始日とします。ただし、利用開始日から30日を経過した時点で、対象アプリが一般公開されていなかった場合は、利用開始日から31日目を課金開始日とします。
2. 前項の規定にかかわらず、当社が別途承諾した場合、前項とは別の日を課金開始日とすることができるものとします。

## 第9条 (利用料金)

1. 契約者は、課金開始日以降、当社に対して、本サービスにかかる対象設備の月額利用料金(以下「利用料金」といいます。)に消費税相当額を含めた金額を支払うものとします。ただし、利用料金(消費税相当額を含めない金額)の合計金額が金300,000円未満であった場合、当該利用月の利用料金は、金300,000円に消費税相当額を含めた金

額とします。

2. 課金開始日が、同日の属する月の1日ではなかった場合、当該課金開始日の属する月の利用代金の額は、当該課金開始日から同日の属する月の末日までの日数に対応する日割金額(以下「日割利用代金」といいます。)とします。
3. 当社は、課金開始日以降、契約者に対して、前二項に定める利用代金を記載した請求書を、当該利用月の翌月10営業日までに契約者に到着するよう発行します。
4. 契約者は、前項の当社からの請求に対し、請求書を受領した日の属する月の翌月末(当該日が金融機関の非営業日の場合は、前営業日)に、当該請求書に記載された金額を、予め当社の指定する金融機関に振り込む方法によって支払うものとします。なお、当該振込に要する手数料は契約者が負担するものとします。
5. 契約者および当社双方の合意がある場合に限り、利用代金の金額を変更できるものとします。
6. 本サービスの利用開始日以降は、理由の如何にかかわらず、当社が既に受領した利用代金は返金しないものとします。

#### 第10条 (利用代金に含まれるサービス)

1. 利用代金には、対象設備にかかる回線サービスの費用を含めるものとします。ただし、対象設備におけるサーバ台数が、1台から50台の場合は100Mbpsの回線サービスを提供し、51台以降については、50台毎に100Mbpsを加算した回線サービス(以下「規定帯域」といいます。)を提供します。
2. 対象設備に、前項に定める規定帯域を超えるトラフィックが発生した場合は、95%ルール(月間あたりの送受信トラフィックのうち、通信量が多い方のトラフィックを対象帯域とし、降順に並び替えた上で、上位5%を除いた最大値を請求の対象とします。)に基づき、1Mbpsあたり金5,500円の従量課金として利用代金に加算するものとします。
3. 利用代金には、対象設備に対して供給される電力の費用を含むものとします。
4. 利用代金には、サーバールームに配置されるラックスペースの費用を含むものとします。

#### 第11条 (利用代金の支払義務)

1. 契約者は、本利用契約に基づき第8条(課金開始日)に定める課金開始日から、本サービスの提供を受けた最後の日までの期間、利用代金を支払う義務を負うものとします。
2. 契約者は、次の各号に該当する場合であっても、当社に利用代金を支払う義務を負うものとします。
  - (1) 第16条(提供中断)の規定により、本サービスの提供が中断された場合
  - (2) 第17条(通信利用の制限)の規定により、本サービスの提供が制限された場合
  - (3) 第18条(提供停止)の規定により、本サービスの使用が停止された場合
  - (4) 事業者により、対象アプリの公開が中断、制限または停止された場合

#### 第12条 (システム構成の変更)

契約者は、本サービスの利用において、当社が別途定める書面に必要事項を記載し、当社に提出する事により、サービス品目および付加サービスの提供、追加、変更および撤去を申し込むことができるものとします。ただし、前項における提供、追加、変更については、第7条(申込の承諾等)に、解約については、第20(契約者が行う契約の解除)に準ずるものとします。

#### 第13条 (付加サービス)

1. 契約者は当社に対して、付加サービスの提供を受けることを希望する場合、当社が別途定めるサービス対価を支払う

ことを条件として、当該サービスの提供を請求することができるものとします。この場合におけるサービスの提供の条件については、契約者および当社において協議のうえ定めるものとします。

2. 当社は、前項の請求を受けた時は、当該サービスの規定に準じて取り扱います。

#### 第14条（最低利用期間と契約更新）

本サービスの利用契約における最低利用期間は、利用するサーバ台数にかかわらず課金開始日から3ヶ月間とし、当社または契約者のいずれかが利用契約の解除を申し出ない限り、引き続き1ヶ月を単位として同一の条件で契約を更新するものとします。ただし、契約者が課金開始日前に利用契約の解除を行う場合は、契約者が当社に解約の旨を通知した日から3ヶ月間を最低利用期間とするものとします。

#### 第15条（契約の公開）

契約者は、本サービスの契約の申込を行い、当社からその承諾を受けた時は、その契約の内容が当社の管理するシステムに登録され、当社内にて本サービスを提供するために必要な範囲で公開されることに同意したものとみなすものとします。

#### 第16条（提供中断）

1. 当社は、次の各号に該当する場合、本サービスの一部または全部の提供を一時的に中止することがあります。
  - (1) 当社の電気通信設備の保守または工事などやむを得ないとき
  - (2) 当社が設置する電気通信設備の障害などやむを得ないとき
  - (3) 第17条(通信利用の制限)の規定によるとき
  - (4) 電気通信事業者等の都合により、当社が電気通信サービス等の提供を受ける事ができなくなったことに起因して、本サービスの提供を行うことが困難になったとき
2. 当社は、本サービスの一部または全部の提供を一時的に中止する場合、本サービスが中断される5営業日前を過ぎることなく、契約者に対しその理由および期間を、書面(担当責任者宛の電子メールを含む。)により通知するものとします。ただし、緊急事態の発生その他やむを得ない事情により5営業日前までの通知が不可能な場合は、この限りではありません。
3. 当社は、前二項の規定に基づき本サービスの提供を中断したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

#### 第17条（通信利用の制限）

1. 当社は、電気通信事業法第8条の規定に基づき、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある時は、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のために緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限する措置を執ることがあります。また、当社は、契約者が当社の電気通信設備に重大な負荷を生じる行為をした時は、本サービスの利用を制限することがあります。
2. 当社は、前項に基づき本サービスの利用を制限することにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

#### 第18条（提供停止）

1. 当社は、契約者が、次の各号に該当する時は、本サービスの提供を停止できるものとします。
  - (1) 支払期日を経過しても、利用代金を支払わないとき
  - (2) 他人の知的財産権を侵害、他人を誹謗・中傷する等、法令に反する行為を行ったとき
  - (3) 国際法、憲法、法律、条例等あらゆる法規一般に反する行為を行ったとき
  - (4) 公序良俗に反する内容の電磁的記録を公開する等の行為を行ったとき
  - (5) 当社の承諾を得ずに、端末設備に、対象設備以外の電気通信設備(別の加入契約者が保有する電気通信設備も含みます。以下、同じ。)を接続したとき
  - (6) 第35条(設備の接続検査等)の規定に違反して、当社による検査を拒んだ時またはその検査の結果技術基準等に適合していると認められない対象設備もしくは電気通信設備を取り外さなかったとき
  - (7) 当社に届け出なく、対象アプリ以外のアプリを動作させたとき
  - (8) 当社に届け出なく、対象アプリを第三者に譲渡したとき
2. 前各号の他、本約款の規定に反する行為であり、当社および本サービスの遂行に著しい支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき
3. 当社は、前項の規定により本サービスの提供をする場合は、あらかじめその理由、期間等を、当社が適当であると判断した方法により、契約者に通知するものとします。ただし、やむを得ない理由により緊急を要する時は事後に通知するものとします。
4. 当社は、前二項に基づき本サービスの提供を停止したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

#### 第19条 (サービスの終了)

1. 当社は、当社の都合により、本サービスの一部または全部を終了することがあります。
2. 当社は、本条第1項の規定によりサービスを終了する時は、契約者に対し終了する2ヶ月前までに書面(担当責任者宛の電子メール、当社ウェブサイトへの掲載を含む)にてその旨を通知するものとします。
3. 前二項により本サービスが終了した時は、当該終了の日に利用契約も終了するものとします。

#### 第20条 (契約者が行う契約の解除)

1. 契約者は、利用契約を解除する時は、当社に対し解除の日から30日前までに当社が別途定める注文書又は解約申込書にて、その旨を通知するものとします。この場合において、当該通知において解除の日とされた日までの期間が30日未満である時は、解除の効力は、当該通知があった日から30日を経過する日に生じるものとします。
2. 契約者は、第16条(提供中断)または第17条(通信利用の制限)に定めた事由が生じた事により、本サービスを利用する事ができなくなった場合において、契約者が当該サービスにかかる目的を達することができないと客観的に認められる時は、利用契約を解除することができるものとします。この場合利用契約の解除は、当社が別途定める契約の解除を通知する書面を、当社が契約者より受理した事を通知する文書もしくは電子メールに記載された日にその効力が生じるものとします。

#### 第21条 (当社が行う契約の解除)

1. 当社は、契約者が第18条(提供停止)の各号のいずれかに該当する場合、同条に定める提供の停止をすることなく、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
2. 当社は、契約者から第12条(システム構成の変更)に基づかずに依頼された保守および障害対応作業等が、本利用

契約に定める利用代金により回収できないと判断した場合、契約者に対して、当該回収できない金額を請求することができるものとし、契約者が当該金額を支払わないときは、利用契約を解除することができるものとします。

3. 前二項に定めるほか、契約者が本約款に違反した場合、当社は、直ちに利用契約を解除することができるものとします。
4. 当社は、前三項の規定により利用契約を解除する場合は、書面(担当責任者宛の電子メールを含む)により契約者にその旨を通知するものとします。

## 第22条 (地位の譲渡および承継)

1. 契約者は、本サービスの提供を受ける権利および義務を、第三者に譲渡することはできません。
2. 契約者について、合併等が生じた場合は、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、第7条(申込の承諾等)の手続きを経た後、契約者の地位を原則として承継するものとします。
3. 本条第2項の規定に基づき契約者の地位を承継した者は、速やかに契約者の地位を承継した事を証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出るものとします。

## 第23条 (対象設備の用意等)

契約者は予め当社と協議のうえ、当社もしくは契約者の責任において対象設備を用意できるものとします。契約者は、当社が定める方法により、対象設備を当社に設置するために必要な情報を、対象設備の物理的な接続を行う3営業日以上前に、当社に連絡するものとします。

## 第24条 (対象設備の搬入)

契約者が、第23条(対象設備の用意等)に定める対象設備を用意する場合、当該対象設備の物理的な接続を行う前に、契約者の責任において当社の指定する場所へ対象機器を搬入するものとします。契約者が搬入を行う日時については、当社と契約者にて予め協議のうえ定めるものとします。

## 第25条 (ラックスペース)

当社は、本サービスを利用する契約者に対し、対象設備を備え付けるためのラックスペース(以下「ラックスペース」といいます。)を、対象設備の物理的な接続を行う1営業日前までに契約者に割り当てるものとします。なお、ラックスペースの単位については、基本単位を「1U」(サーバ1ユニット分のスペース。最小単位)とします。

## 第26条 (中途解約時の追加徴収)

第14条(最低利用期間と契約更新)に定める最低利用期間が経過する日以前に、利用契約が解除された場合(第19条(サービスの終了)に基づく場合を除く。)、当社は、契約者に対し利用代金の追加徴収を求めることができるものとし、その額は、当該解除月の月額料金の総額に、当該解除月の翌月初日から当該最低利用期間の末日までの期間に対応する利用代金の50%を加えた金額とします。

## 第27条 (割増金)

本サービスの利用代金等を不法に免れた契約者は、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額を割増金として支払うものとします。

## 第28条（延滞利息）

契約者は本サービスの利用代金等または割増金の支払を遅延した場合は、その遅延期間につき、未払額に対する年率6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

## 第29条（消費税）

契約者が、当社に対し、本サービスにかかる債務を支払う場合において、消費税法および同法に関する法令の規定により当該支払いについて消費税が賦課されるものとされている時は、契約者は、当社に対し当該債務を支払う際に、これに対する消費税相当額をあわせて支払うものとします。

## 第30条（端数処理）

当社は、利用代金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとします。

## 第31条（監査等）

当社および当社が定める代理人は、契約者に対して、事前の通知無くして契約者の対象設備等に対して、本サービスの使用状況を監査することまたは契約者が保有する本サービスの使用状況に関する一切の資料の開示等を要求することができるものとし、契約者は、当社による当該要求に直ちに応じるものとします。当該監査等により利用契約に違反する事が明らかになった場合は、当社は契約者への事前の通知をすること無く、直ちに本サービスの停止または、利用契約を解除できるものとします。

## 第32条（契約終了時の措置）

1. 利用契約終了の日が、当該月の初日以外の日であった場合、本サービスにおける当該月の料金の額は、契約者が当該月において本サービスの提供を受けた日数に対応する日割金額とします。ただし、最低利用期間を経過する前に解除があった場合、第18条(提供停止)または第21条(当社が行う契約の解除)の規定により解除された場合を除くものとします。
2. 本利用契約に基づき、契約者に割り当てられたラックスペースおよび対象設備は、本利用契約の終了と同時に、自動的に当社に返却されるものとします。
3. 当社は、本利用契約の終了後、第23条(対象設備の用意等)の定めにより、契約者が設置した対象設備が速やかに撤去されなかった場合、当社の判断により当該対象設備を保存し移動または破棄することができるものとし、かつ、当該保存・移動・破棄に要した費用を契約者に請求することができるものとします。
4. 当社は、前項に基づき契約者の搬入した対象設備を移動または破棄したことにより契約者に損害が生じたとしても、一切の損害賠償を負担しないものとします。

## 第33条（契約者データの扱い）

1. 契約者が登録したデータ(以下「契約者データ」といいます。)の知的財産権は、契約者に帰属するものとし、契約者自らの責任と費用をもってこれを保護しなければならないものとします。また、当社はこれらの知的財産権を保護する義務を負わないものとします。
2. 当社は、利用契約の終了又は解除後、契約者に対する通知なく、直ちに対象設備に保存された契約者データを削除することができるものとし、当社は当該契約者データを返還、保管又は保護する義務を負いません。

3. 前項に基づき当社が契約者データを削除したことにより、契約者(契約者の顧客、サービスの利用者を含みますがこれらに限りません。)に損害が生じたとしても、当社は理由の如何を問わず一切の責任を負いません。

### 第34条 (サーバールームへの入室)

1. 契約者は、第25条(ラックスペース)第1項に定める1ラック相当のラックスペースを占有するサービスの提供を受けている場合に限り、サーバールームに立入る事ができるものとします。
2. 前項に基づき契約者が、サーバールームに立入る際は、当社に事前に申請し当社の承諾を得るものとし、当社の従業員が随行するものとします。
3. サーバルームへの入室を許可された契約者は、対象設備の設置、設定、維持、運用の目的にのみサーバールームに入出する事ができ、利用契約のスペースを利用する事ができるものとします。
4. 契約者は、サーバールームの環境を乱すおそれがある、いかなる装置の設置および行為をしてはならないものとします。
5. サーバルームにおける写真撮影および飲食は禁止とします。

### 第35条 (設備の接続検査等)

当社は、対象設備に異常がある場合、その他本サービスの提供に支障がある場合において、必要があると認められる時は、対象設備が技術基準等に適合する様態にて接続されているかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、契約者は、正当な理由がある場合を除き、その検査を受ける義務を負うものとします。

### 第36条 (対象設備に対する損害賠償)

当社の故意または過失により対象設備に損害が発生した場合、損害の発生した機器を修理もしくは交換するか、または合理的な修理もしくは交換費用を支払うとともに、契約者の被った通常且つ現実の直接損害について、契約者が当該障害発生した月に当社に支払った利用代金を上限として賠償するものとします。

### 第37条 (免責)

1. 当社は、第38条(機密情報)に定められた機密情報について、当社および当社の社員以外の第三者による、漏洩、改ざん、盗聴については、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。
2. 当社は、第36条(対象設備に対する損害賠償)の場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、理由の如何を問わず、一切の賠償の責任を負わないものとします。

### 第38条 (機密情報)

1. 本利用契約により開示された当社または契約者の機密情報および所有権を有する情報(以下「機密情報」といいます。)につき、開示者より機密であるとして開示を受けた当事者はこれを機密として扱うものとします。
2. 利用契約により開示された当社または契約者の所有する個人情報には機密情報として扱うものとし、当社および契約者はその個人情報について漏洩、改ざん、盗聴が行われる事が無いよう最大限の努力をするものとします。
3. 当社および契約者は、機密情報の漏洩、改ざん、盗聴の事実が発見された場合は、直ちに相手方に報告するものとします。
4. 当社および契約者は、相手方の事前の書面による承諾を得ずに機密情報を第三者に開示してはならないものとします。ただし、以下の各号のいずれかに該当する場合は、機密情報に含まないものとします。



- (1) 開示前に既に知っていた情報
  - (2) 公知の事実、その他一般に利用可能な情報
  - (3) 守秘義務を負うこと無く、第三者から正当に入手した情報
  - (4) 開示した当事者が機密情報としての扱いから除外することに事前に書面にて同意した情報
  - (5) 裁判所・警察署その他法律・規則の規定に基づきその開示が要求された情報
5. 当社と契約者の間で、別途「機密保持契約」及び「個人情報の保護」（契約名称にかかわらず、同様の目的の契約等を含みます。）に関する契約を別途締結した場合は、当該別途締結した契約を優先させるものとします。

### 第39条（暴排条項）

1. 甲及び乙は、自己またはその代表者、役員、実質的に経営権を有する者、従業員、代理人または媒介者（以下「関係者」といいます。）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」といいます。）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。）
  - (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。）
  - (3) 暴力団準構成員
  - (4) 暴力団関係企業
  - (5) 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、または特殊知能暴力集団
  - (6) 前各号に定める者と密接な関わり（資金その他の便益提供行為を含みますが、これらに限りません。）を有する者
  - (7) その他前各号に準じる者
2. 甲及び乙は、自ら又はその関係者が、直接的または間接的に、次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動（自己又はその関係者が前項に定める者である旨を伝えることを含みますが、これに限りません。）をし、又は暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準じる行為
3. 甲及び乙は、相手方が前二項に定める表明事項または確約事項のいずれかに違反することが判明した場合、何らの催告を要することなく利用契約を解除することができるものとします。
4. 甲及び乙は、前項の規定により利用契約を解除した場合、かかる解除によって相手方に生じた損害、損失及び費用を補償する責任を負わないものとします。

### 第40条（当社から利用者への通知）

当社は、本約款に特に定めるほか、本サービスに関する問い合わせ、その他契約者から当社に対する連絡の回答通知、または本約款の変更に関する通知その他当社から契約者に対する連絡もしくは通知は、当社が適当であると判断した手段にて行うものとします。

#### 第41条（利用者から当社への通知）

1. 契約者は、その代表者もしくは商号または住所について変更があった時は、速やかに電子メールまたは書面により変更を届け出るものとします。
2. 前項の届出があった時は、当社はその届出のあった事実を証明する書類の提出を請求することがあります。
3. 担当責任者が交代した時または連絡先等に変更がある場合は、直ちに当社に電子メールを含む書面により通知するものとします。
4. 利用者が前項の通知を怠った事により、当社からの連絡が遅滞もしくは連絡不能な事に起因して契約者が被った損害に対して、当社は一切の責任を負わないものとします。

#### 第42条（準拠法）

本利用契約の有効性、解釈および履行等については、日本法に従うものとします。

#### 第43条（合意管轄）

利用契約又は利用契約に関する紛争について、訴訟の必要が生じた場合は、その訴額に応じて東京簡易裁判又は東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第44条（協議）

本約款に定めのない事項については、当社と契約者が誠意を持って協議のうえ信義に即して解決するものとします。

以上

#### 附 則

2010年 8月 1日 制定・施行  
2012年 1月 1日 改定・施行  
2013年 8月 1日 改定・施行  
2014年 11月 1日 改定・施行  
2015年 10月 1日 改定・施行